

共通仕様書

〔業務委託編 Ⅱ〕

令和4年10月1日

令和5年4月1日一部改正

令和5年6月15日一部改正

令和5年10月1日一部改正

17. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
18. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
20. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
21. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
22. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
23. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
24. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
25. 「提示」とは受注者が監督員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
26. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第〇条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
27. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
28. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
29. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び設計書等の検算等の成果の確認をすることをいう。
30. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。
31. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
32. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
33. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
34. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
35. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
36. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者・監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第1103条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第1104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

録簿を作成するものとする。

2. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿（様式-27）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデート）されたソフトを使用してウイルスチェックを行い提出するものとする。なお、使用するウイルスチェックソフトの種別は任意とする。
6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」*に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

7. 受発注者は、ウィークリースタンスの推進に努める。ウィークリースタンスとは、受発注者協力のもと計画的に業務を履行することで、品質確保に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。

（取組内容）

(1) 打合せ時間の配慮

昼休みや午後4時以降の打合せは行わない。

(2) 資料作成の配慮

- ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
- ② 休日前（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- ③ 定時間際や定時後に依頼をしない。
- ④ 作業内容に見合った作業期間を確保する。

(3) その他

- ① 水曜日、金曜日は定時の帰宅を心がける。
- ② 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。
- ③ 受発注者間で全体の業務工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努める。

- (4) 災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

第1112条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後10日（休日等を除く）以内に業務計画書を作成し、監督員に（参考-11を付して）提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- | | | | |
|---------------|----------------------|-----------------|------------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 | (3) 業務工程 | (4) 業務組織計画 |
| (5) 打合せ計画 | (6) 成果物の品質を確保するための計画 | | |
| (7) 成果物の内容、部数 | (8) 使用する主な図書及び基準 | (9) 連絡体制（緊急時含む） | |
| (10) 使用する主な機器 | (11) 照査計画 | (12) その他 | |

(2)実施方針又は(12)その他には、第1131条個人情報の取扱い、第1132条安全等の確保及び第1137条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4. 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1113条 資料の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で

び配置し、第1112条で示す業務計画書に記載するものとする。

2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

- イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
- ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
- ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第1139条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
89	土木設計マニュアル [砂防編]	福 島 県 土 木 部
90	土木設計マニュアル [都市計画編]	福 島 県 土 木 部
91	土木設計マニュアル [港湾漁港編]	福 島 県 土 木 部
92	土木設計マニュアル [ダム編]	福 島 県 土 木 部
93	土木工事標準設計図集	福 島 県 土 木 部
94	福島県土木部数量総括表作成要領	福 島 県 土 木 部
95	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル (案)	国 土 地 理 院
96	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国 土 地 理 院
97	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国 土 地 理 院
98	マルチ GNSS 測量マニュアル (案) 近代化 GPS、Galileo等の活用	国 土 地 理 院
99	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国 土 地 理 院
100	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国 土 交 通 省
101	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針 (案)	国 土 交 通 省
102	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚 生 労 働 省
103	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領 (案)	国 土 交 通 省
104	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機 械 式 鉄 筋 定 着 工 法 技 術 検 討 委 員 会
105	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機 械 式 鉄 筋 継 手 工 法 技 術 検 討 委 員 会
106	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流 動 性 を 高 め た コ ン ク リ ー ト の 活 用 検 討 委 員 会
107	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル (2023年版)	建 設 工 事 に お け る 自 然 由 来 重 金 属 等 含 有 岩 石 ・ 土 壌 へ の 対 応 マ ニ ュ ア ル 改 訂 委 員 会
108	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル (改定版)	土 木 研 究 所 (編 集) 地 盤 汚 染 対 応 技 術 検 討 委 員 会
109	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル [暫定版]	土 木 研 究 所 (編 集)
110	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土 木 研 究 所 (監 修) 土 木 研 究 セ ン タ ー (編 集)
111	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋 梁 等 の プ レ キ ャ ス ト 化 及 び 標 準 化 に よ る 生 産 性 向 上 検 討 委 員 会
112	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋 梁 等 の プ レ キ ャ ス ト 化 及 び 標 準 化 に よ る 生 産 性 向 上 検 討 委 員 会
113	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道 路 プ レ キ ャ ス ト 工 会 技 術 委 員 会 ガ イ ド ラ イ ン 検 討 小 委 員 会
114	UAVを用いた公共測量マニュアル (案)	国 土 地 理 院
115	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル (案)	国 土 地 理 院
116	UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル (案)	国 土 地 理 院

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
114	海岸における水防警報の手引き (案)	国土交通省河川局 防災課・海岸室
115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農 林水産省水産庁・国土交通 省河川局・国土交通省港湾 局
116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災 課、農林水産省水産庁防災 漁村課、国土交通省水管理・ 国土保全局海岸室、国土交 通省港湾局海岸・防災課
117	砂防事業の費用便益分析マニュアル (案)	国土交通省水管理・ 国土保全局砂防部
118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル (案)	国土交通省水管理・ 国土保全局砂防部
119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル (案)	国土交通省水管理・ 国土保全局砂防部
120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル (案)	国土交通省水管理・ 国土保全局砂防部
121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン (案)	国土交通省水管理・ 国土保全局砂防部
122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手 引き	国土交通省水管理・国土保 全局砂防部、気象庁予報部
123	土砂災害警戒情報の基準設定・検証の考え方	国土交通省水管理・国土保全局 砂防部、気象庁大気海洋部、国土 交通省国土技術政策総合研究所
124	土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省水管理・国土保 全局砂防部砂防計画課
125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部
126	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部
127	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き (案)	国土交通省水管理・国土 保全局砂防部
128	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部
129	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン (案)	国土交通省河川局 砂防部保全局課
130	山地河道における流砂水文観測の手引き (案)	国土交通省国土技術政策 総合研究所
131	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル (案)	土 木 研 究 所
132	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル (案)	土 木 研 究 所
133	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル (案)	土 木 研 究 所
134	天然ダム監視技術マニュアル (案)	土 木 研 究 所
135	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル (案)	土 木 研 究 所
136	振動検知式土石流センサー設置マニュアル (案)	土 木 研 究 所
137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター
138	集落雪崩対策工事技術指針	雪 セ ン タ ー
139	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料 (案)	土木研究所寒地土木研究所
140	火山砂防計画策定指針	国土交通省水管理・国土 保全局砂防部

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
169	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所
170	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所
171	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室
〔3〕 道 路 関 係		
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省
2	道路環境影響評価要覧<1992年版>	道路環境研究所
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会
4	第7次改訂 道路技術基準通達集－基準の変遷と通達－	ぎょうせい
5	林道規程－運用と解説－	日本林道協会
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所
7	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会
8	自転車道必携	自転車道路協会
9	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会
10	交通工学ハンドブック2014	交通工学研究会
11	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会
12	道路の交通容量	日本道路協会
13	道路の交通容量1985	交通工学研究会
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL 7th Edition	Transportation Research Board
15	平面交差の計画と設計 基礎編－計画・設計・交通信号制御の手引き－	交通工学研究会
16	平面交差の計画と設計－応用編－2007	交通工学研究会
17	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会
19	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会
20	道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)及び道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音4.1自動車の走行に係る騒音(令和2年度版)	国土技術政策総合研究所土木研究所
21	道路土工要綱	日本道路協会
22	道路土工－切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会
23	道路土工－盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会
24	道路土工－軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)	日本道路協会

No.	名 称	編集又は発行所名
114	料金徴収施設設置基準（案）・同解説	日本道路協会
115	（補訂版）道路のデザイン 道路デザイン指針（案）とその解説	日本みち研究所
116	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所
117	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会
118	道路防災総点検要領 [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター
119	道路防災総点検要領 [地震]	道路保全技術センター
120	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター
121	道路防災点検の手引き [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター
122	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領（案）	国土交通省道路局 国道・防災課
123	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局 国道・技術課
124	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長
125	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領（案）	高速国道課長、国道課長、 有料道路課長
126	PCT桁橋の間詰めコンクリート点検要領（案）	国道課長
127	橋梁における第三者被害予防措置要領（案）	国道・防災課長
128	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領（案）	国道・防災課長
129	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局 国道・技術課
130	舗装点検要領	国土交通省道路局 国道・技術課
131	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局 国道・技術課
132	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局 国道・技術課
133	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局 国道・技術課
134	附属物（標識、照明施設等）点検要領	国土交通省道路局 国道・技術課
135	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会
136	舗装性能評価法－必須および主要な性能指標編－（平成25年版）	日本道路協会
137	舗装性能評価法－必要に応じ定める性能指標の評価法編－	日本道路協会
138	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会
139	道路管理施設等設計指針（案）・道路管理施設等設計要領（案）	日本建設機械施工協会
140	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局
141	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局
142	ラウンドアバウトマニュアル2021	交通工学会
143	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局
144	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会
145	舗装種別選定の手引き	日本道路協会

No.	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
146	PCコンボ橋の設計計算例	プレストレスト・コンクリート 建 設 業 協 会
147	アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧	日 本 道 路 協 会
148	三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の抽出要領（案）	国道・技術課、環境安全・防災課、 高速道路課 課長補佐
〔4〕電気・機械・設備等		
1	日本電機工業会（JEM）規格	日 本 電 機 工 業 会
2	解説 電気設備の技術基準 最終改正	経済産業省原子力安全・保安院
3	内線規程 J E A C 8001-2018	日 本 電 気 協 会
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成31年版	国 土 交 通 省
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建 設 電 気 技 術 協 会
6	建築設備設計基準 平成30年版	国 土 交 通 省
7	公共建築工事標準仕様書〔電気設備工事編〕平成31年版	国 土 交 通 省
8	公共建築工事標準仕様書〔機械設備工事編〕平成31年版	国 土 交 通 省
9	公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕平成31年版	国 土 交 通 省
10	公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕平成31年版	国 土 交 通 省
11	電気設備工事監理指針	公 共 建 築 協 会
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建 設 電 気 技 術 協 会
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会
16	電機通信施設設計要領・同解説（電気編）	建 設 電 気 技 術 協 会
17	電機通信施設設計要領・同解説（通信編）	建 設 電 気 技 術 協 会
18	電機通信施設設計要領・同解説（情報通信システム編）	建 設 電 気 技 術 協 会
19	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	建 設 電 気 技 術 協 会
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説（電力設備編）	建 設 電 気 技 術 協 会
21	機械工事塗装要領（案）・同解説	国 土 交 通 省
22	機械工事共通仕様書（案）	国 土 交 通 省
23	機械工事管理基準（案）	国 土 交 通 省
24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国 土 交 通 省
25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国 土 交 通 省
26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル（案）	国 土 交 通 省
27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国 土 交 通 省

注意：最新版を使用するものとする。

させることをいう。

16. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
17. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、地質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
18. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、地質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
20. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し書面で申し出た地質調査業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
21. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
22. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
23. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
24. 「提出」とは、受注者が監督員に対し地質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
25. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第〇条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
26. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
27. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
28. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。
29. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質調査業務の完了を確認することをいう。
30. 「打合せ」とは、地質調査業務を適性かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
31. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
32. 「協力者」とは、受注者が地質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
33. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
34. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
35. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
36. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 103 条 受発注者の責務

1. 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、地質・土質調査業務の適性な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第 104 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に地質調査業務に着手しなければならない。

る。

4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデート）されたソフトを使用してウイルスチェックを行い提出するものとする。なお、使用するウイルスチェックソフトの種別は任意とする。
6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」*に努める。
 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。
7. 受発注者は、ウィークリースタンスの推進に努める。ウィークリースタンスとは、受発注者協力のもと計画的に業務を履行することで、品質確保に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。
 (取組内容)
 - (1) 打合せ時間の配慮
 昼休みや午後4時以降の打合せは行わない。
 - (2) 資料作成の配慮
 - ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ② 休日前（金曜日等）に新たな依頼をしない。
 - ③ 定時間際や定時後に依頼をしない。
 - ④ 作業内容に見合った作業期間を確保する。
 - (3) その他
 - ① 水曜日、金曜日は定時の帰宅を心がける。
 - ② 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。
 - ③ 受発注者間で全体の業務工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努める。
 - (4) 災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

第113条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後10日（休日等を除く）以内に業務計画書を作成し、監督員に（参考-11）を付して提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 調査組織計画
 - (5) 打合せ・立会計画
 - (6) 実施順序及び方法
 - (7) 成果物の内容、部数
 - (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制（緊急時含む）
 - (10) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
 - (11) 仮設備計画
 - (12) 社内審査計画
 - (13) その他必要事項

(2)実施方針又は(3)その他には、第133条個人情報の取扱い、第134条安全等の確保及び第139条に関する行政

合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第140条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第141条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

総 則 の 運 用

第108条、第109条関係

(1) 【第102条 用語の定義】 6項の「同等の能力と経験を有する技術者」とは、下記①～⑦いずれかの項目に該当する技術者とする。

① 次の技術部門または選択科目に該当する技術士

ア 建設部門の〔土質及び基礎〕

イ 応用理学部門の〔地質〕

ウ 総合技術監理部門

② ①で定める「技術士」以外で、地質調査に関する経験年数が10年以上の「技術士」

③ RCCMの資格保有者

④ 「RCCMの資格試験」に合格し、社団法人建設コンサルタンツ協会に備える「RCCM登録簿」に登録しておらず、「登録証書」の交付を受けていない者

⑤ 学校教育法による大学卒業者で地質調査に関する経験年数が15年以上の技術者

⑥ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業者で地質調査に関する経験年数が17年以上の技術者

⑦ 地質調査に関する経験年数が20年以上の技術者

5. 検 尺

- (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。
- (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会もしくは遠隔臨場のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。
- (3) (2)の監督員立会による検尺が困難な場合、受注者による検尺状況写真を監督員に提出し机上確認とすることができる。

なお、机上確認とする場合、受注者は、提出書類とともにコアを提示し、監督員の確認を受けるものとする。

6. コ ア

- (1) 採取したコアは、「ボーリング柱状図作成要領（案）Ⅳコアの取り扱い、保管」により標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記し、監督員の確認を受けなければならない。なお、未固結の試料は、1 m毎又は各土層毎に標本ビンに密封して収納するものとする。
- (2) 採取したコアは、監督員から提出の指示がない場合、業務完了後適正に処分しなければならない。

7. そ の 他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。

第204条 成 果 物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質調査図（着色を含む）
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、ボーリング柱状図作成要領（案）又は、地質・土質調査成果電子納品要領（案）に従い柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコアは、監督員から提出の指示がある場合は、「ボーリング柱状図作成要領（案）Ⅳコアの取り扱い、保管」により提出するものとする。採取したコアの提出要否については、監督員と協議するものとする。
- (4) 採取したコア提出の要否は監督職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアを標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1 m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。
- (5) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

第2節 オーガーボーリング

第205条 目 的

オーガーボーリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な試料を採取して地盤の成層状態や土質の分類を行い、かつ地下水位を確認するために行うことを目的とする。

第206条 調 査 等

1. 掘削はハンドオーガータイプによることを原則とするが、機械使用の場合は掘削深度に応じたものを用いるものとする。
2. ボーリング位置・深さ
 - (1) ボーリングの位置、深さ、口径及び数量については設計図書又は特記仕様書によるものとする。
 - (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうえ行うものとする。
3. 掘 進
 - (1) 掘進は、土質に応じたオーガーを用いるものとする。
 - (2) 掘進中地下水の浸出があったときはその水位を記録するものとする。
4. 試 料
 - (1) 採取した試料は、各地層を代表するものの一部を試料ビンに入れ標本箱に収め、監督員の確認を受けなければならない。

第4章 サウンディング

第1節 標準貫入試験

第401条 目的

標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締め具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。

第402条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）によるものとする。
2. 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。
3. 試験は、原則として1mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
4. 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。
5. サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

第403条 成果物

試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）及びボーリング柱状図作成要領（案）又は、地質・土質調査成果電子納品要領（案）に従って整理し提出するものとする。

第2節 スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験）

第404条 目的

スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験）は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締め具合又は土層の構成を判定することを目的とする。

第405条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1221（スクリューウエイト貫入試験方法（旧 スウェーデン式サウンディング試験方法））によるものとする。
2. 試験中、スクリューポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
3. 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議しなければならない。
4. 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。

第406条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1221（スクリューウエイト貫入試験方法（旧 スウェーデン式サウンディング試験方法））により整理し提出するものとする。

第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験

第407条 目的

機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締め具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。

第408条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）によるものとする。